

育児休業手当金の改正(訂正後)

～ 父母ともに育児休業を取得する場合に支給期間の特例が設けられました～

平成22年6月30日以後、同一の子に対して父母ともに育児休業を取得することが可能になったことに伴い、育児休業手当金の制度が改正されました。

これまで育児休業手当金の支給期間は、育児休業開始日から育児休業終了日又は育児休業に係る子の1歳到達日のいずれか早い日までとなっていました。

今回の改正では、父母ともに育児休業を取得した場合、育児休業手当金の支給期間を育児休業開始日から育児休業終了日又は育児休業に係る子の1歳2か月到達日のいずれか早い日までとする支給期間の特例が設けられました。

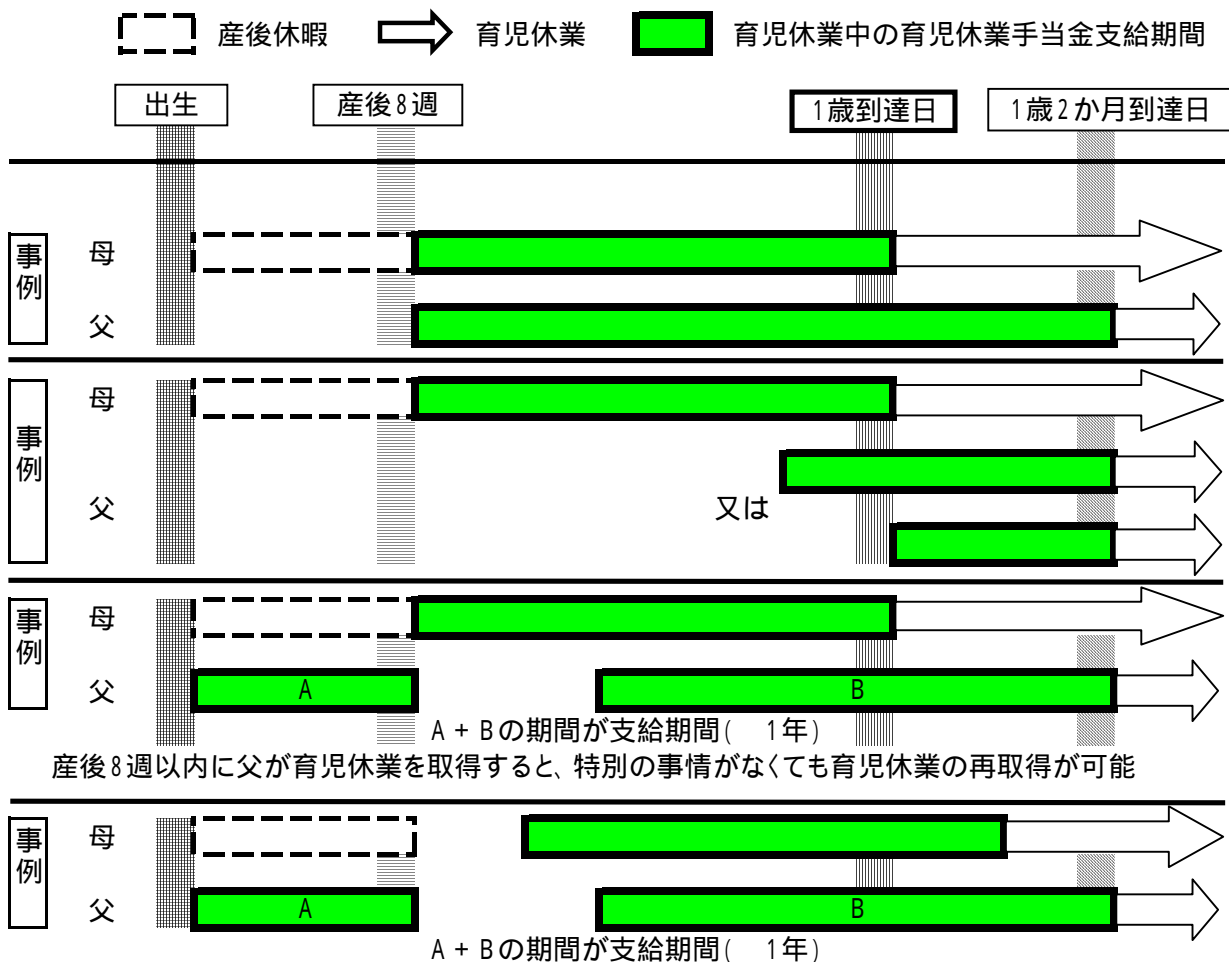
ただし、父母それぞれの支給期間は、育児休業に係る子の誕生日及び産後休暇を含めた1年間が限度になります。

支給要件・対象者

この特例は、組合員の配偶者が、当該育児休業に係る子の1歳到達日以前の日において育児休業をしたことが要件になっています。

この特例の適用を受けられるのは、育児休業に係る子の1歳2か月到達日が平成22年6月30日以後であることになっています。

事例



産後8週以内に父が育児休業を取得すると、特別の事情がなくても育児休業の再取得が可能

・事例では、すべて父母ともに組合員としています。

手続

育児休業手当金請求書に、組合員の育児休業承認請求書の写し及び次の書類を添えて共済組合に提出してください。

ア) 組合員の配偶者であることを確認するため、戸籍謄本又は組合員との続柄のわかる住民票

イ) 組合員の配偶者が、育児休業に係る子の1歳到達日以前のいずれかの日において育児休業をしていることを確認するため、配偶者の育児休業取扱通知書、育児休業承認請求書等育児休業期間が明記された書類の写し